

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定により、次のとおり公表する。

与那原町長 照屋 勉

等級及び職制上の段階ごとの職員数

令和2年4月1日現在

等級	等級別基準に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	(人)	人	%	段階
1 級	主事又は技師の職務	15	11.3	主事	14	44	33.1%	主事級
				技師	0			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師等の職務	29	21.8	保育士	0	29	21.8%	主任級
				保健師	0			
3 級	1主任又は主任技師の職務 2困難な業務を行う保育士の職務	38	28.6	教諭	0	38	28.6%	主任級
				栄養士	1			
4 級	1課長補佐の職務 2主査の職務 3困難な業務を行う主任技師の職務 4特に困難な業務を行う保育士の職務	22	16.5	司書	0	22	16.5%	課長補佐級
				保育士	6			
5 級	1課長の職務 2困難な業務を行う課長補佐の職務	22	16.5	課長補佐	13	28	21.1%	課長級
				保育所 所長	0			
6 級	困難な業務を行う課長の職務	6	4.5	幼稚園 教頭	0	6	4.5%	部長級
				主査	7			
7 級	政策調整監の職務	1	0.8	主任技師	0	1	0.8%	部長級
				主任保健師	2			
合計		133	100%	課長	11	133	100%	